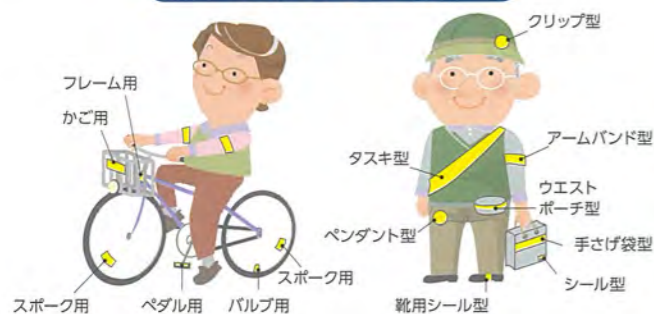


◆歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
夕暮れ時や夜間は、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等を利用しましょう。

反射材用品の種類



推進項目 2 飲酒運転等の防止

未だに飲酒運転事故は絶えません。飲酒運転をなくすための「3つの約束」を実践しましょう。

- 約束 1 お酒を飲んだら運転しない【しない】
- 約束 2 運転する人にはお酒を飲ませない【させない】
- 約束 3 お酒を飲んだ人には運転させない【許さない】



推進項目 3 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

道路交通法一部改正で、妨害運転罪が創設されました。【令和2年6月30日施行】

- 妨害運転(交通の危険のおそれ)
 - 他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為をし、(※10類型の違反 下記参照)、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転をした場合。
 - ◎3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ◎違反点数25点・免許取消し(欠格期間2年)
- 妨害運転(著しい交通の危険)
 - 妨害運転(交通の危険のおそれ)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させるなど、著しい交通の危険を生じさせた場合。
 - ◎5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ◎違反点数35点・免許取消し(欠格期間3年)

【※一定の違反(10類型の違反)】

- ◆通行区分違反 ◆急ブレーキ禁止違反 ◆車間距離不保持
- ◆進路変更禁止違反 ◆追越し違反 ◆減光等義務違反
- ◆警告器使用制限違反 ◆安全運転義務違反
- ◆最低速度違反(高速自動車国道) ◆高速自動車国道等駐車違反

- ◎「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ◎ドライブレコーダーを付けましょう!
- ◎あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!



交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課(TEL 058-272-8205)までご連絡ください。



ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(令和元年度中：順不同、敬称略)

DreamPower実行委員会 / NPO法人ぎふ長良川走ろう会 / (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会 / 中濃消防組合交通安全青年部会 / 岐阜県民共済生活協同組合 / (一社)岐阜県自動車会議所 / 全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部 / 岐阜美少女図鑑 / 可茂ダンプトラック協同組合 / 川島昌計 / 田中英次 / 入倉百合子 / 脇若保雄 / その他匿名1名

令和2年 秋の全国交通安全運動

実施期間 9月21日(月)から9月30日(水)



令和元年度JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール
JA共済連岐阜連営委員会会長賞 養基小学校養基保育所 組合立養基小学校 4年生(受賞当時) 白木伶奈さんの作品

秋口から年末は死亡事故の約3割が「魔の時間帯」(午後4時~午後8時)に集中!



魔の時間帯



9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。 ※各実施機関・団体はこの運動を積極的に推進しましょう!!

運動の重点

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

岐阜県交通安全対策協議会

令和2年 秋の全国交通安全運動実施要綱の要旨

1 運動の目的

秋口から年末にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯(午後4時から午後8時)」に交通死亡事故が集中しています。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。



2 運動の重点に関する推進項目

1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

推進項目 1 歩行者の交通ルール遵守の徹底

信号無視、横断禁止場所での横断、車の直前直後の横断をしないなど、大切な命を守るため、歩行者自らが交通ルールを守りましょう。



推進項目 2 歩行者の安全の確保

自動車を運転される方は、「横断歩道は歩行者最優先」を徹底しましょう。また、通学路や未就学児童を中心に子供が日常的に集団で移動する経路などでは、特に安全運転に努め、子供、高齢者、障がい者等を見かけたら速度を落とすなど「思いやり運転」をしましょう。



推進項目 3 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

学校、地域、職場などで、運転中の傘差しやスマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性について理解させるとともに、「自転車安全利用五則」を周知し、自転車の交通ルール・マナーの向上に努めましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★ 夜間はライトを点灯
 - ★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



推進項目 4 自転車の安全利用の促進等

自転車を安全に利用するため、自転車を利用される方は、定期的な点検整備、反射材の装着のほかヘルメットの着用に努めましょう。

自転車事故に備えた損害賠償責任保険等への加入促進

自転車は便利で手軽な乗り物ですが、歩行者と衝突して自転車が加害者となった高額賠償事故も発生しています。被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入をしましょう。

種類	保険の種類の内容			取扱先
	事故の相手	自分	自分	
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	傷害保険各社
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社

2 高齢運転者等の安全運転の励行

推進項目 1 運転者の交通ルールの遵守の徹底等

道路における危険や交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図るために、交通ルールがあります。自動車を運転するときは、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全運転に努めましょう。

推進項目 2 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者が第一原因となる交通事故が増加しています。運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納や安全運転サポート車の利用を検討しましょう。

また、警察の安全運転相談窓口にご相談しましょう。



推進項目 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

過去5年間の交通死亡事故死者中、85人がシートベルト等非着用者でした。このうち、60人は着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故から大切な命を守ります。道路交通法では、全席シートベルト着用と幼児(6歳未満)のチャイルドシートの使用が義務付けられています。

【道路交通法第71条の3】

運転者は、全ての同乗者がシートベルト等を正しく着用をしたのを確認してから出発しましょう。



3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

推進項目 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

10月から12月は、死亡事故の約3割が「魔の時間帯(午後4時から午後8時)」に集中!

トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン

◆【9/21～12/31】との同時啓発の推進

日没30分前に前照灯(ライト)を点灯して、歩行者や他の車両に対して、自車の存在をアピールしましょう。

ライト点灯時間の目安(日没30分前)

- 9月 …… 午後5時00分ごろ
- 10月 …… 午後4時30分ごろ
- 11-12月 …… 午後4時00分ごろ



反射材は100m以上離れていても光を受けて反射します

